

令和2年8月定例教育委員会 会議録

8月定例教育委員会を令和2年8月26日（水）午後1時30分 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 高木浩行 委員 紀藤統一 委員 田中秀佳
委員 奥村康祐 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴

事務局 中村教育部長 矢野子ども・子育て監 長瀬学校教育課長
神谷主幹 山本文化スポーツ課長 中村歴史まちづくり課長
上原子ども未来課長 長谷川指導主事 永濱指導主事

記録者 和泉知子

傍聴者 0名

◆次第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
第20号議案 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 令和2年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (3) 9月・10月行事予定表について
 - (4) 議会の議決を経るべき事件
 - (5) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
- 7 その他
- 8 閉会

◆議事内容

教育長:	開 会
	ただ今より8月定例教育委員会を開催します。
教育長:	教育長報告
	今日は8月26日、あと1週間もすれば9月になろうというこんな時期でありますけど、毎日暑い日が続いております。特にここ2週間ほどは、連日35度を超えます猛暑日が続いているということで、熱中症対策とコロナ対策の両面から対応が求められることとなります。こうした

	<p>中でありますが、今週月曜日24日から、夏休み明けの授業が開始をしております。実施が危ぶまれておりました修学旅行も、時期や目的地を変更しながら、犬山中学校、南部中学校については昨日から何とか出発をすることが出来ました。またこれより一足先ですが、城東中学校2年生が自然教室に出かけております。コロナにつきましては、第2波のピークが過ぎたとおっしゃる方もみえるわけですが、親が感染をされて家庭内で知らず知らずのうちに子ども達が感染をするという、こんな状況がこの先増えていくのではないかと心配をしているわけでありまして。今年行われる予定でしたオリンピック、パラリンピックでありますけれども、1年後に延期になったわけですが、本当に1年後に実施ができるかどうかということにはわかりません。実施できるようになることをお祈りしているわけですが、夢と希望を持って、この難局を何とか乗り切っていけたらと考えております。それでは、ただ今より8月定例教育委員会を始めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。この後、前回の定例教の会議録を回させていただきますので、お目通しをいただき、ご署名をくださるようお願いいたします。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
	第20号議案
教育長:	第20号議案「犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱」について、事務局お願いします。
長瀬課長:	この案を提出するのは、犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員を委嘱する必要があるからです。2ページをご覧ください。こちらについては8名の委員さんを委嘱したいと思っています。内容については、現在犬山南小学校の改修計画を立てているところでありますが、去年耐力度調査をしまして、北校舎は耐力度がないということで、取り壊しをします。南校舎については、今、楽田小学校がやっているように、長寿命化改良工事ということで、改修を考えています。北校舎を壊した後の基本設計構想をプロポーザルをするために、この委員の方々に審査をしていただく必要があるため、委嘱を考えています。委員会の開催については、3回程度を予定しています。第1回目は9月23日の予定です。審議会の女性の比率については、8人中2名ということで25%になっております。よろしくお願いいたします。
教育長:	<p>今提案があったとおりです。これにつきまして何かご意見ご質問はおありでしょうか。特にないようです。</p> <p>では、第20号議案「犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱」について、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。

事務局:	ありません。
教育長:	協議・連絡
教育長:	協議・連絡に移ります。 では「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
山本課長:	資料No.1をご覧ください。期間としましては、令和2年7月16日から8月12日承認分です。今回は5件で、全て継続事業です。担当課は2件が学校教育課、3件が文化スポーツ課となります。1件目「第48回人権を理解する作品コンクール」でございますが、こちらは10月15日から2月23日まで、人権に関するテーマでポスター・書道・標語を募集するものでございます。2件目は「てつがく対話をとおして創る未来の運動会」でございます。こちらについては、開催日が4期に分かれておりますが、子どもと大人が自由な発想で対話ができる「てつがく対話」の機会を作るというイベントを行うものでございます。3件目「第10回東コミュニティ芸術祭・作品展」でございます。こちらについては、12月3日から12月7日まで開催されるものでございまして、東コミュニティの住民の方が作成した絵画・書・写真等の展示を行うものでございます。4件目「令和2年度後期オープンカレッジ」は愛知江南短期大学で開催される事業です。全34講座開催される予定です。5件目「寂光院観月会」は、10月1日夕刻から寂光院の本堂で、中秋の名月継鹿尾秋月の宴ということで開催されるということで、承認をさせていただいております。以上です。
教育長:	ただ今説明があったとおりです。何かご意見ご質問がございましたらお伺いしたいと思います。
紀藤委員:	こういう催し物を行う時は、コロナウイルス対策をやられると思いますが、その対策の内容は承認するにあたって聞かれていますか。
山本課長:	承認にあたりましては、感染予防対策をどのように行うのか聞き取りをしております。アルコール消毒であるとか、記名の実施、マスクの着用、施設内における定員、換気。そういったことを添付資料として申請の時にいただいております。
教育長:	他に何かありますか。
田中委員:	紀藤委員の質問に関連して、イベントを行う時の予防対策の基準のようなもの、何か参照すべきものがあれば教えていただきたいです。
山本課長:	コロナ対策の基準ですが、市のほうで公共施設を再開する時に、公共施設及び市主催（共催）行事の再開についての考え方というガイドライン的なものが出されておりますので、実施する主催者から相談があった場合は、こういったものを参考にしてくださいということで、お渡しをしております。また今回は承認の中に入っておりませんが、例えばスポーツ大会、それから文化事業がありますが、それぞれ競技団体別ごとのガイドラインも出ておりますので、そういったものも参考にさせていただ

	くようアドバイスさせていただいております。以上です。
教 育 長:	他に何かありますか。ある程度コロナ対策をした上での事業ということでありますけど、市のガイドラインに基づいて対策をして、事業を進めていただくということになっております。他によろしいですか。
長瀬課長:	先月の後援名義を承認しました状況について、今日配布しました資料で説明させてください。様式第2、犬山市教育委員会後援名義使用承認等審査チェックリストをご覧ください。今、後援名義の承認の報告をさせていただきましたが、教育委員会としては、こちらのチェックリストで判断しております。1番が対象となる事業が適か否かということで6項目、それから2番として不承認・不許可とする理由として8項目を照らし合わせまして、こちらがすべて1番に対しては適、2番については非該当になると、承認をさせていただくと事務局で判断して承認を出しています。前回の日本リーダー育成推進協会さんがお出しになりました関係ですが、推進協会さんの定款がありますのでご覧ください。目的の第3条で、「当法人は日本人としての誇りを取り戻し、日本と世界の未来を牽引する日本人らしいリーダーを輩出することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う」ということで、決して宗教的なことをやっていच्छる法人ではないというのが、ここでわかるかと思えます。先般、後援名義をお出ししたところ、今年の分のパンフレットを送っていただきました。下のほうをご覧くださいと、全国の後援いただいている教育委員会ということで、多数の教育委員会が後援を承認しています。真ん中辺りに愛知県の欄がありまして、近隣の瀬戸市、春日井市、西尾市、小牧市、稲沢市さんなどが犬山市以外でも出されていますのでご覧ください。名古屋市さんはこの関係について後援を出されなかったと聞いているので、どうして出されなかったのかお尋ねしたところ、チェックリストの対象となる事業の項目の中に、名古屋市内で行うというチェックがあるそうなので、それに引っかけて出されなかったということをお聞きしまして、いろんな市町で、対象となる事業、不承認・不許可とする理由について、少し状況が違っているということがわかりました。以上です。
教 育 長:	前回、ここで話題になった関係であります。犬山市はあくまでこのチェックリストに則って、適切であるか適切でないかの判断をしているわけで、今あったように、名古屋市は名古屋市内での事業については後援名義を出す、名古屋市の外での事業には出さないというような、チェックリストの項目が入っているということです。ですから、もし犬山市が犬山市外での事業について後援名義を出さないということであれば、そういった内容をチェックリストに加えるかどうかということなんですが、現時点での基準についてはクリアされている。従って事務局で審査した結果、後援名義を承認するのに適した事業であるという判断したということです。名古屋市のように犬山市外での事業については、後援名義を出さないほうがいいのではないかとのお考えがもしあればですけれ

	<p>ど、特にそれについてはよろしいですか。犬山市外での事業についても、適切と認められるものについては後援名義を使用していただいたわけですが、特にその内容については入れる必要はないですか。よろしいですか。その前提でいくと、今回のこの件を認めたことについては、ご異論はないでしょうか。特にご異論はないようですので、先回の後援名義の使用については、改めてお認めをいただいたということと、今後もこのチェックリストに基づいて、適宜のご判断をさせていただくということを確認しておきたいと思います。よろしいでしょうか。では次へいきます。</p> <p>「令和2年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定」について、事務局お願いします。</p>
長瀬課長:	<p>資料No.2をご覧ください。今回の認定については、申請者が10名。内、認定者10名です。認定児童生徒数は14名です。認定者10名の内訳ですが、保護者変更による認定者が2名ということで、2世帯保護者が代わった方がいらっしゃいます。1世帯は元々該当でしたが、離婚により母親に養育されている方1名と、もう1世帯は元々母子家庭で認定を受けておられましたが、母親が転出されたことにより、祖母が養育者に代わられた方が2名いらっしゃいます。保護者変更による認定児童生徒3名は、元々認定を受けていたので、今月については、小中学校校合わせまして新たに11名を認定したということになります。</p>
教育長:	<p>今説明があったとおりですが、ご意見ご質問があるようでしたらお願いします。</p>
堀委員:	<p>今、コロナということで、お仕事がなくなって収入が減って、そのためにこの申請をされるという方もいらっしゃいますか。</p>
長瀬課長:	<p>一部には、いらっしゃいます。去年の所得があくまでも認定基準になっていますが、直近の収入がわかるものということでお話をし、それを見せていただける方については、直近の所得で審査します。</p>
教育長:	<p>他にどうでしょうか。特にないようですので、次へいきます。</p> <p>「9月・10月行事予定表」について、事務局お願いします。</p>
長谷川主事:	<p>資料No.3をご覧ください。9月の第1週、第2週のところで、野外学習、修学旅行等が入って参ります。第2週のところで中学校ですが、期末テストがあります。9月の後半になりますと小学校の運動会、中学校の体育大会がありますが、今年度につきましては、縮小して形を変えて行うという学校が非常に多いですので、来賓の皆さんの参加については、今年度は見合わせるということでご案内はいたしませんので、ご了承をお願いします。9月25日ですが9月定例教育委員会がございます。10月に入りますと小学校の就学児健診がございます。10月9日、前期終業式給食終了となっております。ここまでが前期ということで、後期につきましては、12日後期始業式ということで後期が始まります。10月ですが15日から後期の学校訪問がございます。15日は犬</p>

	山北小学校、19日は南部中学校、26日は城東中学校の学校訪問があります。教育委員の皆様の上に予定表を置かせていただきましたので、ご予約を記入して提出をお願いします。10月後半になりますと、各小中学校の遠足、校外学習等が入って参ります。以上です。
教育長:	<p>今説明があったとおりです。小学校の運動会、中学校の体育大会は例年のような形ではなくて、出来る限り縮小していきたいということで、特にご来賓の方に声をかけてということは、今年についてはしない方向で今考えているわけですが、これは教育委員会で決めることではないのですが、そんな方向で流れておりますので、ご理解をいただきたいということがまず1点であります。それから2点目は、後期の学校訪問がスタートするわけでありますが、前期と形を変えるのではなく、出来る限り前期と同じような形で進めていくという関係で、例年のように午前中、例えば3時間授業を観る。給食を食べて午後、研究授業をやって、現職教育をやるというスタイルではなくて、午前か午後かは学校の事情によりますが、1時間ざっと学校の中を観ていただいて、後は校長と懇談をしていただいて、給食をなしでお帰りをいただくというような計画で進めたいということですが、これについてはご理解いただけますでしょうか。よろしいですか。ではそのような形で進めさせていただきますので、何とかご理解をいただけたらと思います。よろしくをお願いします。その他のところで何かご意見ご質問はおありでしょうか。特にないようですので、次へいきます。</p> <p>「議会の議決を経るべき事件」について、事務局をお願いします。</p>
	<非公開>
教育長:	続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	<p>「いじめ防止に向けて」</p> <p>報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見、説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下駄箱で起きている件が多いので、学校の防犯も兼ねて監視カメラを設置するなどの対策はできないか。 ・学校内は下駄箱だけでなく、校舎の裏、トイレなどひと気が少なく急所になる場所は他にもある。そういった場所全てに監視カメラを付けることが学校においてよいことなのか、それ以外の方法を考えるほうがいいのか検討していきたい。 ・ギガスクール構想において、学校内に無線LANが配備されるので、下駄箱にウェブカメラを1つ付けるだけなら、予算もあまりかからないのではないかと。加害者が不明な場所だけでも、付けることは有効かと思う。 ・ご意見を元に学校と相談しながら、進められるようなら進めていく。 ・細かなところに目配り気配りをして、出来る限り子ども達が安心して生活できるような学校づくりを目指して、頑張ってください。

自由討議	
教育長:	自由討議に移ります。発言はありませんか。
	<p>○修学旅行や自然教室に参加しなかった児童生徒について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4中学校では、8月24日時点で修学旅行に行かないと決めている生徒は46名。このうちコロナウイルスが不安で行かないという生徒は19名。残りの方の理由は、不登校であったり、けがであったり、外国籍であったり、転入してきたばかりであったりさまざま。 ・コロナウイルスが心配で行かない場合は、文科省の方針に従って出席停止扱いになる。 ・積み立ては返金し、キャンセル料が発生した場合は市が補てんするので、保護者の負担はない。 <p>○市内の小中学校でコロナウイルスの感染者が出た場合の公表について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬山市の基準は愛知県の公表に則っている。小中学校に関しては、犬山市の基準に加えて学校名をお知らせしている。 ・学校名を公表することについては賛否はあるが、情報を発信しないとありもしない話が広がり、風評被害につながりかねない。 ・学校名を公表する市町村としない市町村がある。公表しない市町村の学校には、我が子の感染を心配して保護者からの問い合わせの電話が殺到したところもあると聞く。 ・小規模校や保育園、幼稚園については、個人が特定できないような配慮はしていきたい。 ・いろんな考えがあり、どれが正解とは言い切れないが、個人のプライバシー保護には最大限配慮するが、感染拡大防止を最優先に考えていきたい。
その他	
教育長:	事務局、何かありますか。
長谷川主事:	前回、口頭で報告させていただきましたが、6月以降の不登校等の状況ということで、ご質問がございましたので、各校から聞き取りをしてまとめました。よろしく申し上げます。それから先ほど行事予定のところをお願い申し上げましたが、後期の学校訪問が始まりますので、参加可能などところに丸をつけていただいて、ご提出をお願いします。
教育長:	他に何かありますか。
田中委員:	今いただきました不登校の状況について、もし可能であれば、8月9月以降はどうなったのか状況がわかるようでしたら、また報告いただければ非常に有り難いと思います。
教育長:	改善された不登校の児童生徒の状況について、今後も追跡調査をしてご報告していくということです。
閉会	
教育長:	これもちまして、8月定例教育委員会を終了（14：53）させて

いただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 9月25日(水) 9:30 301会議室